算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額と地方債（平成十年度又は平成十一年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額

B　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う金融機関に対する預託等の措置に係る経費として総務大臣の定める基準により算定した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業対策利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

α　次表の左欄に掲げる財政力指数に応じ、右欄に定める係数

| 財政力指数 | 係数 |
|---|---|
| ○・五未満 | 一・〇 |
| ○・五以上○・六未満 | ○・八 |
| ○・六以上○・八未満 | ○・四 |
| ○・八以上 | ○・二 |

第四条第一項第一号の表第二十号から同表第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号中「142,000円」を「146,300円」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十四号から同表第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十三号を次のように改める。

三十二　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×α

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

第四条第一項第一号の表第三十四号中「耐震改修等事業」を「耐震改修等事業及びアスベスト改修事業」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十五号を同表第三十四号とし、同表第三十六号を同表第三十五号とし、同表に次の六号を加える。

三十六　救急・産科医療を担う医師の手当への財政支援に要する経費があること。

三十七　認定こども園の運営又は助成に要する経費があること。

三十八　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

三十九　地域間連携・低炭素社会への転換に要する経費があること。

四十　直轄砂防管理事業に要する経費があること。

四十一　指定暴力団対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する救急勤務医支援事業、産科医等確保支援事業及び産科医等育成支援事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額にそれぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額とする。

当該道府県が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項にいう認定こども園（以下「認定こども園」という。）の運営に要する経費又は当該道府県が行う同法第二条第二項に規定する幼稚園又は同条第四項に規定する保育所等の設置者が設置する認定こども園に対する助成に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　地域間連携協定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（流域協定に係るものにあつては〇・七）を乗じて得た額

二　カーボン・オフセット協定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三　環境負荷低減のための取組の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（一〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇、〇〇〇、〇〇〇円）

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定に基づき国が行う砂防設備の管理及び維持に要する経費として同法第十四条第二項の規定に基づき都道府県が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第五条第一項第一号イの表第一号を削り、同表第二号から同表第五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第六号中「当該年度」を「平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号から同表第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第三号イの表第三号中「として市町村が当該年度において負担する」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した」に改め、同表第四号を削り、同表第五号から同表第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十号中「前条第一項第一号の表第十六号」を「前条第一項第一号の表第十五号」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十一号を同表第十号とし、同表第十二号中「地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する」を削り、「とする。」の下に「ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、市町村にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。」を加え、同号を同表第十一号とし、同表第十三号を次のように改める。

十二　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。